埋蔵文化財発掘の届出等の手続きについて

①遺跡存否照会
【必要提出物】工事計画の範囲を示す地図等

↓

②社会教育課にて確認後、以下のとおり回答

↓

③−1　遺跡範囲外
工事着手可能

③−2　遺跡隣接地・広範囲での工事
③−3　遺跡内

↓

③−2　遺跡隣接地・広範囲での工事の場合
現地確認後、遺跡の存在が考えられる際は、試し掘りについて協議
【必要提出物】「発掘承諾書」、「同意書」
③−3　遺跡内の場合
【必要提出物】「埋蔵文化財発掘の届出・通知について」文書　（文化財保護法第 93・94 条）
工事位置図・平面図・断面図（掘削・盛土の規模がわかるもの）

↓

④試し掘り　または　県教育庁と協議

↓

⑤-1　文化財残存あり

⑤−2　文化財残存なし
工事着手可能

↓

⑥設計変更などによる遺跡の保護にかかる協議

↓

⑦−1　遺跡保護　不可能
本調査（発掘調査）

⑦−2　遺跡保護　可能
・慎重工事
・工事立会

↓

⑧　出土品整理
報告書作成・配布

↓

⑨　工事着手可能